

事業推進部規則

(目的)

第1条 この規則は定款第37条に基づき設置する事業推進部に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 事業推進部は、会員の要望に基づいた収益事業の企画推進を目的として、次の業務を行う。事業の対象は、本会の広報活動を念頭に置き会員のみならず会員外についてもその範囲とする。

- (1) 収益事業の調査研究に関する事項
- (2) 展示会、博覧会等に関する事項
- (3) 出版、情報提供等に関する事項
- (4) 教育、セミナー、講習会等に関する事項
- (5) 学術団体その他の関連団体との協調に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 事業推進部は、事業推進部長および3名以下の副事業推進部長、事業推進部の業務分野を分掌する運営幹事と事業推進部長が指名した委員からなる本委員会、その下部組織である委員会等をもって構成する。委員会等は必要に応じ担当分野毎の下部組織を設けることができる。直下組織、下部組織の設置、廃止は第2項に従うものとする。

- 2 事業推進部長は本委員会の承認のもと、直下組織、下部組織の設置、廃止を行うことができる。
- 3 事業推進部長は、運営会議の承認のもと、JAHIS 規則 1 号に規定する資格を有さない会員ランクに対し、直下組織、下部組織へ参加する資格を組織毎に追加させることができる。

(選任)

第4条 正（副）事業推進部長はA・B会員が推薦する自社保健医療福祉情報システム事業経営幹部の中から運営会議が次期候補を選出し、会長が委嘱する。但し、適任者が見いだせない場合には、上記会員の完全子会社である本会会員の従業員で、上記会員がその身分、能力を保証した場合はこれを認めることができる。

- 2 直下組織、下部組織の正（副）責任者は、A・B会員の中から互選により選出し、事業推進部長が委嘱する。但し、上記会員に適任者がいない場合には、当該組織に参加する委員から互選し、運営会議の承認を得て選出することができる。
- 3 直下組織、下部組織の委員は事業推進部長がA会員およびB会員に適任者の派遣を要請し委嘱する。但し、第3条3項で追加の資格が与えられた会員については、事業推進部長が指名し選任できるものとする。さらに、会員の中から事業推進部長が指名し、運営

会議で承認を得た者を委員に選任できるものとする。

- 4 会長は、事業推進部長の要請により、会員以外の学識経験者、有識者等を特別委員として委嘱することができる。

(任期)

第5条 正（副）事業推進部長の任期は2年を原則とするが、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員のため選任された場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 事業推進部長は事業推進部を代表しその業務を統括する。

- 2 副事業推進部長は事業推進部長を補佐し、事業推進部長が事故あるときは、あらかじめ定められた順番に従ってその職務を代行する。
- 3 事業推進部の業務分野を分掌する運営幹事は、事業推進部長の要請によりその職務を代行することができる。
- 4 特別委員は本会の趣旨を理解し本会の発展のために発言、行動する。

(辞任)

第7条 正（副）事業推進部長および特別委員が辞任しようとするときは会長の承認を得なければならない。

- 2 正（副）委員長が辞任しようとするときは事業推進部長の承認を得なければならない。

(定足数および採決)

第8条 本委員会は、第3条第1項に規定する構成員が議決権を有し、その総数の3分の2以上の出席をもって成立する。なお、委任状は採用しない。

- 2 本委員会での採決は、会議出席議決権者総数の3分の2以上の同意をもって行う。
- 3 事業推進部長が本委員会の開催に相当の合理性があると認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、出席議決権者が議決権総数の過半数を満たせば開催でき、会議出席議決権者全員の同意をもって採決することができる。
- 4 緊急議案の採決においては、事業推進部長が必要と認めた場合には電子メールを用いて採決することができ、総議決権数の3分の2以上の同意をもって行う。

(活動記録の作成)

第9条 本委員会、直下組織、下部組織で活動を行った場合には、必ず電子化された議事録等活動記録を作成し出席者等に配布するとともに、保存のため事務局に提出しなければならない。

附則（平成22年10月1日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附則（平成24年6月1日）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附則（平成２５年１月２２日）

- １ この規則は、平成２５年１月２２日から施行する。

附則（平成２７年７月２１日）

- １ この規則は、平成２７年７月２１日から施行する。

附則（平成２９年８月２３日）

- １ この規則は、平成２９年８月２３日から施行する。

附則（２０２４年２月１９日）

- １ この規則は、２０２４年２月１９日から施行する。